



防災要員実務研修会

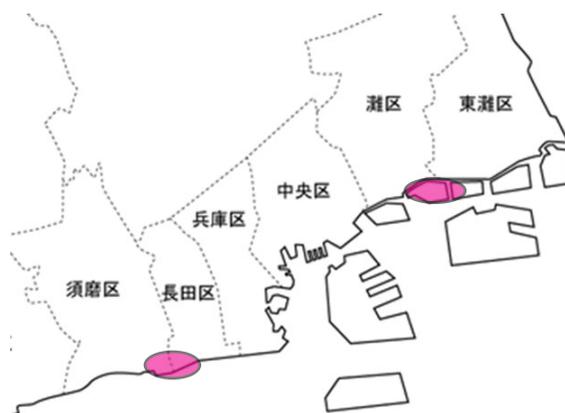
神戸市消防局 予防部 危険物保安課 危険物係
海老名 康洋

◆神戸地区石油コンビナート等特別防災区域

神戸市の東端に位置する東灘区から西へ約15km先の須磨区に至る神戸港に面した埋立地（総面積：約2,706,800㎡）の区域が指定されており、その立地状況から東部と西部の2つの地区に区分することができます。

東部地区には製鉄所、ケミカル倉庫、食品関係企業等が立地し、また西部地区には油槽所、ケミカル倉庫が立地しています。

特定事業所数は平成30年4月現在、8事業所となっています。西部地区の3事業所は、昭和54年から神戸西部地区共同防災組織を設置しています。



◆神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会

石油コンビナート等特別防災区域（以下、「石防区域」という）内で発生する災害は大きな人的・経済的被害に発展する可能性が高く、その特殊性から、特定事業所は自社の災害は勿論のこと、他の事業所で発生した災害についても協力して必要な防災措置を講ずる責務があります。

石防区域内の防災については、区域全体で検討・協議することが望ましいことから、石油コンビナート等災害防止法第22条に基づいて、昭和52年4月に「神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会」が設置されました。全ての事業所が相互に、密接な連携を図るため、防災に関する自主基準の作成、防災技術の共同研究を行うとともに、防災管理者等への研修や合同防災訓練を行ってきました。

また、協議会の自主基準に基づき、昭和54年7月には当時の構成事業所間で「神戸地区特定事業所防災相互応援協定」を締結、平成16年9月にも当時の事業所間で改めて同協定が結ばれました。協定書には、事業所の相互応援に関する要請方法・活動内容等が定められています。

◆防災要員に対する研修

石防区域に所在する特定事業所は、自衛防災組織を設置するなど自社で防災体制を確立するとともに、災害発生時には、他の事業所とも協力し、一体となって石防区域内の災害の拡大防止に措置を講ずる必要があります。しかしながら、それぞれの事業所が単独で、当該防災組織の活動を担う人材教育を実施するには、教育のノウハウに乏しいことなどの点で課題がありました。

また、災害発生時には石防区域内の他の事業所と連携した防災活動が前提となりますが、各事業所単位で人材教育を実施した場合においては、事業所間で教育レベルの差が発生することや、各事業所の施設、体制等の違いを把握しないことにより、連携した防災活動の妨げになるおそれがあることから、特定事業所の防災要員に対し、共通した内容で人材教育を実施すること及び事故や災害への対応方法について若い世代の防災要員に継承していくことが求められました。

◆防災要員実務研修会の内容

協議会の要請を受け、神戸地区石防区域内の特定事業所及び共同防災組織の防災要員に対して、防災要員として必要とされる基礎知識を総合的に習得することを目標として、消防局危険物保安課係員と警防課、司令課の係員のほか、神戸市消防学校（市民防災総合センター）の教官や市民教育担当係員が連携し、神戸市消防学校の施設を活用した2日間の集合研修を毎年実施しています。

具体的な研修項目としては、

- 安全管理や事例研究など基礎知識の教養
- 規律訓練やホース延長方法など防災要員としての基礎的活動訓練
- 模擬の屋外タンクを使用した泡消火設備の消火展示、消火理論の解説
- ケガの手当て講習、搬送法、冠水歩行体験など体験型訓練

など、体験型研修を中心に実施することで、防災知識の向上と技術の習得を図り、各特定事業所の防災力の向上と災害時の被害軽減の一助となるような人材教育を目指しています。

そして、研修修了者には協議会会長、消防局長の連名で修了証を交付しています。

当研修会は昭和60年頃から実施しており、基本的な部分では変えていませんが、参加する事業所や防災要員の数のほか消防局の組織体制の変更に合わせて、日数など研修内容の見直しを重ね、現在に至っています。

平成29年度に実施した研修では、新たな取組として、平成28年度から消防庁特殊災害室が事務局となり検討が進められた「自衛消防組織等の教育・研修のあり方調査検討会」でまとめられた「標準的な教育テキスト（中間案）」の内容を活用させていただき、研修を実施しました。



消火訓練



空気呼吸器取扱訓練



座学研修



救護訓練（ケガの手当て講習）



反動力、放水体験



規律訓練

◆研修成果

この方法で研修会を実施してきたことにより、以下の点において効果があると考えています。

- 特定事業所ごとに実施する場合と比べ、消防学校で研修を実施することで研修科目ごとに専門の指導員による教育を実施できること
- 受講者が一堂に会して多岐にわたる内容で教育を実施できることで、事業所間にレベルの差異なく防災要員に求められる最低限の知識・技術を短期間で習得することができること
- 集合研修を毎年継続することで、異なる事業所の防災要員同士で横のつながりを生み、他の事業所と協同して防災活動に当たる際の基礎となる共通的知識・技術の共有のほか、円滑な共同防災訓練の実施が実現したこと

◆おわりに

当研修会の事業について、当市が行う取り組みとして消防庁から予防業務優良事例で入賞の評価をいただき、平成30年5月31日の第2回予防業務優良事例表彰式において、消防庁長官から表彰状を授与されました。

協議会からは当研修の継続実施を求められているところですが、現状に満足することなく、今後も常に新しい視点を持ち、実務に則した研修内容の充実に取り組んでいきたいと考えております。